

# 亀山駅周辺2ブロック地区 再開発ニュース



令和2年3月23日  
発行:亀山駅周辺2ブロック地区  
市街地再開発組合

第 6 号

## ● 臨時総会において権利変換計画が承認されました。

令和2年3月5日（木）午後7時より、亀山駅周辺まちづくりサロンにて臨時総会を開催しました。当日は、組合員総数32名中、29名（委任状提出者を含む）のご出席をいただき、以下の議案につき審議され、承認されました。

### 【議案第1号】権利変換計画の承認について

また、議案審議の後に「今後の予定について」、組合員の皆様に報告・説明を行いました。

権利者の皆様の、今後の手続きなどについては、組合事務局が個別に訪問させていただき、必要な手続きの説明などを行いますので、よろしくお願ひします。今後の進め方について、ご不安・ご不明な点などあれば、ヒアリング担当者または組合事務局までお問い合わせください。

※ なお、権利変換計画の策定に当たっては、審査委員会を複数回開催いたしました。

また、2月12日から2月25日までの2週間、再開発組合事務所（亀山商工会館3階）において権利変換計画の縦覧手続きを行いました。



## ● 三重県知事に権利変換計画の認可申請を行い、認可されました。

臨時総会での権利変換計画の承認を受け、翌日の3月6日（金）に、三重県知事に対して権利変換計画の認可申請を行いました。その後、県で権利変換計画の審査をいただき、3月19日付けで権利変換計画の県知事認可がなされました。

※ 都市再開発法にもとづき、当面、以下のような手続きがなされます。

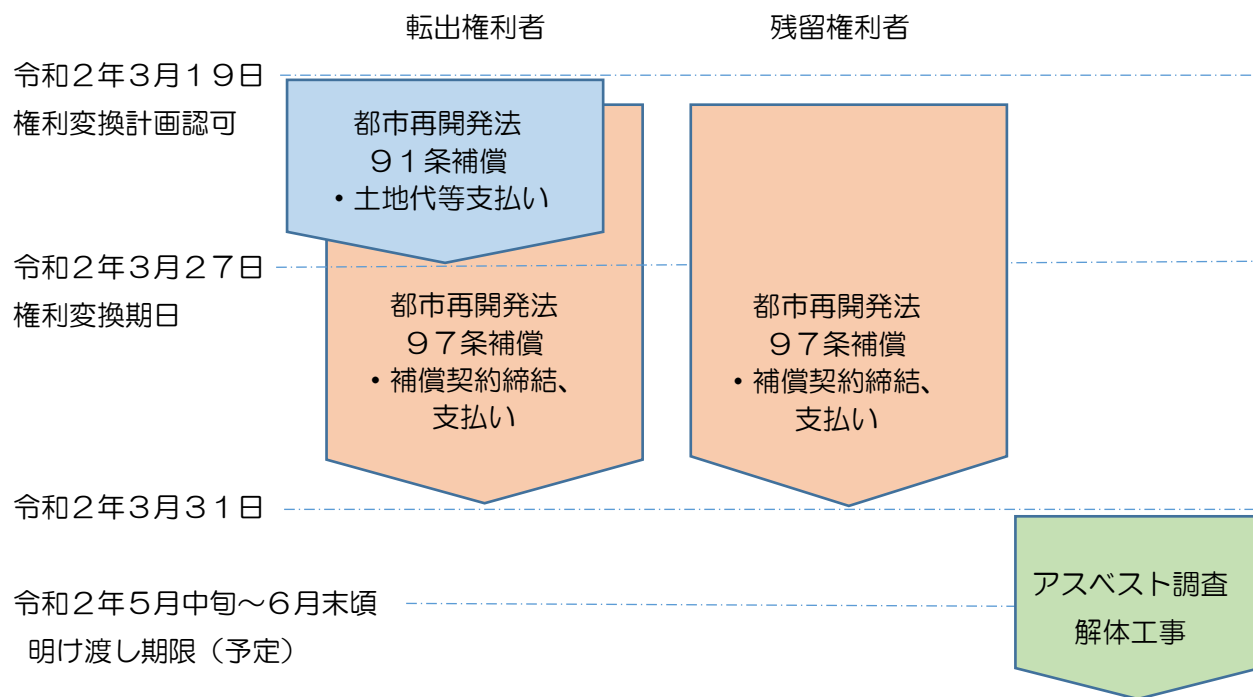
令和2年3月19日 権利変換計画認可公告 … 組合として権利変換計画の認可公告を組合事務所等に掲示して行います。

令和2年3月19日 権利変換計画の認可を受けた旨の通知 … 権利者の皆さまに権利変換計画の内容、権利変換期日等について文書で通知をします。

令和2年3月27日 権利変換期日 … 法律上、権利変換される権利者の従前資産が従後資産（再開発ビルの床）に置き換わるとみなされる日です。また、転出する権利者に対しては、権利変換期日までに都市再開発法91条に基づく補償（土地代等の補償）を行います。

## ● 補償契約の締結、土地の明け渡しについて

権利変換計画が認可されましたので、地区内建物の解体工事、再開発ビルの建築工事や公共施設（道路等）工事を行うために、明け渡し期限を定めて、権利者の皆様には施行地区内の土地の明け渡しをしていただきます。下図のような流れを基本として進めていきますが、やむを得ない事情により現在の建物を一定期間そのまま存置しておく場合もあります。



## ● 今後の事業の予定について

- 4月以降の新年度（令和2年度）の事業計画および予算を審議していただくため、4月に臨時総会を予定しています。なお、令和2年3月27日の権利変換期日以降は、転出権利者は「組合員」ではなくなるため、総会の議決権は失われることとなります。総会での議事内容や事業に関する情報については、今後とも再開発ニュースや報告会、個別相談等により情報共有に努めてまいります。
- 解体工事の着手に先立ち、地区内建物におけるアスベスト調査を行います（すでに何軒かについては先行的に調査を行っています）。権利者の皆さまには調査へのご協力をよろしくお願いいたします。くわしくは、担当会社等から調査日程、方法などの説明を行う予定です。

### \*\*\* 再開発ニュースについてのお問合せ \*\*\*

亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発組合 事務局（担当：中村 徹郎）

組合事務所：〒519-0124 亀山市東御幸町39-8 亀山商工会館3階

TEL：0595-98-5110 FAX：0595-98-5113

E-mail [kameyama2block@helen.ocn.ne.jp](mailto:kameyama2block@helen.ocn.ne.jp)

ホームページアドレス <https://kameyama-2b.com/>

【事務局より】 当事務局は権利者の皆さま方の身近な情報発信の場です。事業に関するご意見・ご相談などありましたら、お気軽にお声がけください。原則、月、水、金の9時～17時は事務局員が在席しております。不在の場合は、FAX、E-mailでのお問い合わせも受け付けております。